

令和4年度

奈良県教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価（令和3年度対象）

基礎資料

（案）

I 令和3年度 教育委員会の活動状況

1 教育委員会会議の開催状況 -----	2
(1) 定例教育委員会会議の開催回数	
(2) 審議等の内容	
2 教育委員の活動状況 -----	3

I 令和3年度教育委員会の活動状況

1 教育委員会会議の開催状況

地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び奈良県教育委員会会議規則に基づき、定例会議を開催し、教育行政に関する重要事項等を審議しました。

(1) 定例教育委員会会議の開催回数

16回（令和元年度18回、令和2年度22回）

(2) 審議等の内容

・議決事項

審議項目	件数
委員会規則及び規程の制定改廃	20件
委員会の所管に属する学校その他の教育機関並びに市町村立学校（各種学校を含む。）の設置及び廃止	1件
教科書その他の教材の取扱い一般方針の決定	2件
事務局及び委員会所管の学校（市町村立義務教育諸学校を含む。）その他の教育機関の職員の人事の基本方針の決定	1件
事務局及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関（市町村立義務教育諸学校を含む。）の職員の任免、分限、懲戒処分	5件
社会教育委員その他の法令又は条例規則に基づく各種委員の委嘱及び解嘱	8件
事務局及び委員会所管学校（市町村立義務教育諸学校を含む。）その他教育機関職員の研修の一般方針の決定	1件
教育に関する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価	1件
教育に関する予算及び議会の議決を経るべき議案についての意見の申出	15件
高等学校の通学区域の設定又は変更並びに入学者選抜方針の決定	1件
重要な行事の決定及び教育委員会表彰（軽易なものは除く。）	2件
陳情の処理及び争訟に関すること	2件
奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条第1項の規定による学校運営協議会の設置	2件
その他（教育長に委任された事務のうち重要な事項等）	6件
計	67件

・報告事項

（4月人事異動の概要、争訟に関すること、高等学校用教科書の採択等） 17件

・その他報告事項

（各種調査結果、各種行事等実施の概要、報告書・リーフレット等の作成及び配布等）

62件

2 教育委員の活動状況

教育委員会会議での議論を深めるため、定例教育委員会の開催にあわせて事前に資料を送付し、様々な教育課題についての各委員の識見を高めました。

また、総合教育会議に出席し、奈良県文化振興大綱の改定等に関する協議や、全国都道府県教育委員会連合会、近畿2府4県教育委員協議会に参加し、各種教育施策の動向や諸課題等について協議、情報交換等を行いました。

回	月日	内容
1	4月9日	県立高校開校式
2	7月15日	全国都道府県教育委員会連合会第1回総会 行政説明「学校教育におけるICTの効果的な活用と教員の資質・能力向上」を受けた後、議案「令和2年度一般会計歳入歳出決算」等の審議、「学校教育におけるICTの効果的な活用と教員の資質・能力向上」等をテーマとして各都道府県の教育委員と意見交換を行った。
3	11月4日	近畿2府4県教育委員協議会 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布による諸対応」、「県立学校における1人1台端末に係る整備状況の現状と課題」について協議、議案の審議を行った。
4	11月16日	教育委員会選奨授与式
5	11月24日	第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会 設立総会・第1回総会
6	12月1日	第1回奈良県総合教育会議 「奈良県文化振興大綱の改定について」、「第2期奈良県教育振興大綱の推進について」、「スーパーシティ構想における教育振興について」を議題として協議を行った。
7	1月20日	都道府県・指定都市教育委員研究協議会 行政説明「令和の日本型学校教育の構築を目指して」、「令和4年予算について」を受けた。
8	1月31日	全国都道府県教育委員会連合会第2回総会 議案「令和4年度連合会事業計画」等の審議、行政説明「小学校高学年の教科担任制の推進等と学校の働き方改革」を受けた後、「小学校における少人数学級及び教科担任制の導入と効果的活用」をテーマとして各都道府県の教育委員と意見交換を行った。

II 施策の点検・評価

1 第2期奈良県教育振興大綱	5
2 施策の体系	6
3 施策評価シート	6

II 施策の点検・評価

1 第2期奈良県教育振興大綱

令和3年3月に「第2期奈良県教育振興大綱」が策定されました。本大綱では、令和3年度から令和6年度までの4年間の本県教育の振興に関する総合的な方針として、子どもたち一人一人の「学ぶ力」と「生きる力」をはぐくむ「本人のための教育」を行うことを、本県教育が目指す方向性として示しています。

県教育委員会では、「奈良の学び」を実現するため、大綱で示された施策の方針に基づいて、テーマごとに県教育委員会が所管する各分野における20の主要施策を定め、「奈良の学び推進プラン」を策定しました。これは、教育基本法第17条第2項の規定に基づき定める本県教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）にあたります。

● 第2期奈良県教育振興大綱の概要

奈良県教育が目指す方向性

本人のための教育

一人ひとりの「学ぶ力」「生きる力」をはぐくむ本人のための教育を行います。

「学ぶ力」をはぐくむ

学びの楽しさを知る

学び続ける習慣・
ものごとの整理整頓をつける

ものの見方・理解の仕方を学ぶ

「生きる力」をはぐくむ

成長段階に応じて「生きる力」をはぐくむ

人との良い関係をつくる力をはぐくむ

リーダーシップ・
地域に貢献する力をはぐくむ

「学ぶ力」「生きる力」をはぐくむための 5つのテーマ

1 こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ

2 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ

3 働く意欲と働く力をはぐくむ

4 地域と協働して活躍する人を育てる

5 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる

奈良の学び推進プラン

学ぶ意欲を喚起する

学びを継続する態度を身に付ける

学びを社会に生かす

郷土奈良の歴史・文化・自然

2 施策の体系

「奈良の学び推進プラン」の実現目標達成に向け、県教育委員会では、年度毎の取組内容と目標・目標値を掲げた「令和3年度『奈良の学び』アクションプラン～奈良の学び推進プランを実現するために～」を策定し、施策の点検・評価を行う際の規準として事業の進行管理に資することとしています。そのため、第2期奈良県教育振興大綱で示された「教育施策の基本方針」に基づいて、テーマ毎に教育委員会が所管する「主要施策」を評価単位として、点検・評価を実施しています。

【施策の体系】

教育施策の基本方針	主要施策（評価単位）
1 こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ	(1) 就学前教育の充実
	(2) 健康教育の充実
	(3) 食育の推進
	(4) 体力の向上と運動習慣の定着
2 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ	(1) 主体的・対話的で深い学びの実現
	(2) 教職員の資質向上
	(3) 魅力と活力あるこれからの高校づくり
	(4) I C T を活用した教育の推進
	(5) 学校における働き方改革
	(6) 安全安心な教育環境の整備
3 働く意欲と働く力をはぐくむ	(1) キャリア教育・職業教育の推進
	(2) 社会に役立つ実学教育の推進
4 地域と協働して活躍する人を育てる	(1) 地域との連携・協働推進
	(2) 地域社会に貢献する人材の育成
	(3) グローバル人材の育成
	(4) 社会教育の推進
5 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる	(1) 学校教育における人権教育の推進
	(2) いじめ・不登校等への対策
	(3) 特別支援教育の推進
	(4) 多文化共生教育の推進

3 施策評価シート

「20 の主要施策」を評価単位として、各施策の状況をそれぞれまとめています。施策評価シートの項目は、

- ・**実現目標**では、取組内容として「奈良の学び推進プラン」の実現目標と経年変化を掲載しています。
- ・**現状と課題**では、「実現目標」についての令和3年度の現状と課題を記載しています。
- ・**令和3年度の取組**では、令和3年度の取組内容と目標・目標値、そして令和3年度の現状値や結果を掲載しています。
- ・**評価と今後の展開**では、令和3年度の成果と課題を踏まえた上で、1年間の評価と今後の展開について記載しています。

施策の点検・評価（令和3年度対象）

1 こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ	
(1) 就学前教育の充実	8
(2) 健康教育の充実	10
(3) 食育の推進	12
(4) 体力の向上と運動習慣の定着	14
2 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ	
(1) 主体的・対話的で深い学びの実現	16
(2) 教職員の資質向上	18
(3) 魅力と活力あるこれからの高校づくり	20
(4) I C T を活用した教育の推進	22
(5) 学校における働き方改革	24
(6) 安全安心な教育環境の整備	26
3 働く意欲と働く力をはぐくむ	
(1) キャリア教育・職業教育の推進	28
(2) 社会に役立つ実学教育の推進	30
4 地域と協働して活躍する人を育てる	
(1) 地域との連携・協働推進	32
(2) 地域社会に貢献する人材の育成	34
(3) グローバル人材の育成	36
(4) 社会教育の推進	38
5 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる	
(1) 学校教育における人権教育の推進	39
(2) いじめ・不登校等への対策	41
(3) 特別支援教育の推進	43
(4) 多文化共生教育の推進	45

1 こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ

(1) 就学前教育の充実

実現目標

No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
①	就学前教育プログラム「はばたくなら」の充実普及	活用率の増加	45.8%	52.3%
②	就学前教育に関わる人材の育成ガイドラインの策定と活用	令和3年度中に策定 活用者数の増加	骨子作成	ガイドライン の完成
③	各園所と小学校が連携協働した円滑な接続の取組	研修実施市町村数の 増加	8市町村	10市町村
④	家庭教育支援チームの構築支援	登録数の増加	8市町 12チーム	11市町村 15チーム

現状と課題

就学前教育の充実に向け、奈良県版就学前教育プログラム「はばたくなら」の充実・普及に取り組み、その活用率は、令和2年度から6.5ポイント上昇した。就学前教育に関わる人材育成に資する資料としてガイドラインを作成することができた。幼児教育と義務教育の円滑な接続に関する研修が10市町村で実施され、合わせて23回のべ338人が参加した。また、各市町村における家庭教育の推進に向けた体制づくり支援として、家庭教育支援チームの構築支援に取り組み、令和2年度に加えて3市町村3チームが新たに取組に参加することとなった。現状として研修実施市町村等に偏りが見られることから、今後は、県内全ての市町村において就学前教育の充実に向けた取組を進めていくことが必要である。

令和3年度の取組 (※ 下表のNo.は実現目標のNo.と対応)

No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値
①	就学前教育アドバイザーによる支援訪問等を実施し、就学前教育プログラムの普及を図る。	就学前教育プログラムの 活用率の増加60%	52.3%
②	就学前教育に関わる人材の育成ガイドラインを策定する。	令和3年度中にガイドラインを策定	ガイドラインの 完成
③	市町村単位で行う幼小接続をテーマとした「はぐくみ講座」及び、幼小接続研修会を実施する。	研修実施市町村数の增加 15市町村	10市町村
④	市町村における家庭教育支援チームの構築を支援する。	登録数の増加 10市町村15チーム	11市町村 15チーム

評価と今後の展開

県内の就学前教育に関わる全ての関係者が共通の意識をもって子どもの心と身体を育むことができるよう、就学前教育プログラム「はばたくなら」の普及・活用を図るために、就学前教育アドバイザーによる支援訪問等を実施しており、県内の半数以上の国公私立園所において活用されている。今後も引き続き、支援訪問や各種研修会で実践事例集とあわせて説明を行い普及・活用が図られるよう取り組んでいく。

就学前教育に関わる人材育成のガイドラインとして「奈良県教育・保育の質向上ガイドライン」を作成した。今後は、市町村等において人材育成の際の指標として活用が進むよう、周知及び活用方法について説明を行っていく。

就学前と学齢期の学びを接続するため、はぐくみ講座を10市町村で実施し、幼小接続研修会を2回実施した。はぐくみ講座及び幼小接続研修会ともに就学前教育関係者の参加が多く、小学校教員等の参加者を増やし、県内の各地域において幼小接続がより一層進むよう取組を進めていく。

県内の家庭教育支援チームは新たに3チーム増加し、登録数が15チームになった。今後も引き続き、家庭教育支援チームへのサポートを行うとともに、更なる登録数の増加を目標に、家庭教育支援の充実に取り組んでいく。

(2) 健康教育の充実

実現目標

No	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
①	適切なアレルギー対応の周知	校内研修の開催率の増加	令和3年度から実施	62.3%
②	子どもの健康課題を踏まえた学校保健活動の充実	学校保健委員会の開催率の増加	小学校55.0% 中学校56.7% 高等学校90.2% 特別支援学校100%	小学校49.5% 中学校51.5% 高等学校97.3% 特別支援学校100%

現状と課題

健康教育に係る現状として、学校における食物アレルギー事故の発生件数は減少傾向にある一方、事故の内容の中には深刻な事例も見られる。また、児童生徒を取り巻く社会環境や生活環境の急激な変化を背景として、肥満・痩身、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、性に関する問題等、様々な健康問題が生じている。

令和3年度中に、適切なアレルギー対応の周知を図るために校内研修を62.3%の学校が実施している。今後も、全校体制でアレルギー対応ができるよう、各学校で校内研修を開催するよう呼びかけていくことが必要である。

また、子どもの健康課題を踏まえた学校保健活動の充実を図るため、全ての特別支援学校で学校保健委員会を実施することができ、高等学校で開催率が7.1ポイント上昇した。小・中学校では、学校保健委員会の開催率が低下した。今後も、引き続き全ての教職員が学校保健に対する理解を深め、学校保健主事等を中心とした全校体制で対応できるよう、学校保健委員会を開催し校内の体制づくりを進めるよう指導していくことが必要である。

令和3年度の取組 (※ 下表のNo.は実現目標のNo.と対応)

No	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値
①	医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等の関係機関と積極的に連携することにより研修内容を充実させ、教職員の資質や指導力向上を図る。	県教育委員会主催の研修会の開催4回以上 年間参加者600人以上	県教育委員会主催の研修会を4回開催（オンデマンド形式にて開催のため、詳細な参加者数については把握できていない。）

②	全ての教職員が学校保健に対する理解を深め、校内組織が十分に機能する学校保健活動の取組を推進する。	学校保健委員会の開催率の増加(前年度比)	小学校49.5% 中学校51.5% 高等学校97.3% 特別支援学校100%
---	--	----------------------	---

評価と今後の展開

新型コロナウイルス感染症の影響により集合型での研修会の開催に制限がかかる中、関係機関の専門家と連携し、オンデマンドでの研修会を4回開催することができた。自身の空き時間を活用して参加することが可能であるため、参加者からは高評価を得ることができた。詳細な人数の把握は困難であったが、参加者数は例年を上回っていることが予測される。引き続き、適切なアレルギー対応等の内容を充実させた研修を開催し、教職員の資質や指導力向上を図る。

学校保健委員会の開催については、新型コロナウイルス感染症の影響により全体的に前年度より更に開催率が低下する中、県立学校では開催率を上げることができた。今後、小・中学校における開催率を増やし、全ての教職員が学校保健に対する理解を深め、学校が組織として対応できる体制づくりを進めていく。

(3) 食育の推進

実現目標

No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
①	学校教育を生かした食育の推進	食育推進委員会開催率の増加	小学校80.4% 中学校66.3% 高等学校85.4% 特別支援学校90.0%	小学校72.4% 中学校72.0% 高等学校75.6% 特別支援学校100%
②	地場産物の積極的な活用	学校給食における活用率の増加	26.5%	28.5%

現状と課題

各学校では、学校教育を生かした食育の推進を図るため、食育推進委員会を開催しているが、その開催率は、令和2年度から、中学校及び特別支援学校では増加し、小学校及び高等学校では減少した。

学校給食における地場産物の活用率は、令和2年度から2.0ポイント増加した。

子どもの食を取り巻く環境の変化に対応するために、各学校において「食に関する指導の全体計画」に基づき、学校の教育活動全体を通して組織的に食に関する指導を行う必要がある。また、学校給食のない高等学校における食育推進委員会の開催率の増加が課題といえる。

令和3年度の取組（※ 下表のNo.は実現目標のNo.と対応）

No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値
①	学校給食を生きた教材として捉え、日々の給食指導や関連する教科及び総合的な学習の時間等を活用し、学校全体での組織的な取組を推進する。	食育の日の取組率の向上(年度比)	小63.0%→57.0% 中53.0%→61.0% 高12.0%→10.0% 特50.0%→40.0% (R2) (R3)
②	地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、生産者の努力や食に関する感謝の念を育むために、教科の学習や学校給食等において地場産物の活用を図る。	学校給食における地場産物活用率の増加(前年度比)	28.5%

評価と今後の展開

食育の日の取組については、新型コロナウイルス感染症の影響により全体的に取組率の低下が見られた。学校給食を「生きた教材」として活用するために、地域の関係機関等と連携し、学校給食における地場産物の活用が一層進むよう取組を進めていく。また、今後も継続して食に関する指導の大切さを周知する。

地場産物の活用については、学校給食従事者等の努力により、毎年活用率が上昇して

いる。関係課と連携し、継続して地場産物を活用したレシピ開発などに取り組み、更なる促進に努める。

(4) 体力の向上と運動習慣の定着

実現目標

No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
①	児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等の向上	全国調査全国平均レベルの維持	小・中学生の男女ともに平成27年度からほぼ全国平均レベル	中学生は全国平均以上、小学生は全国平均以下であるが、ほぼ全国平均レベル
②	運動習慣向上のための取組の推進	「外遊び、みんなでチャレンジ！」記録登録者数の増加	5,480件	6,666件
③	体力向上に係る校種間（小・中・高等学校）連携の推進	学校間連携に係る打合せ実施率の増加	—	文書による啓発3回 諸会議を通じた啓発3回

現状と課題

小学生に対する運動習慣向上への取組や中学生の運動部活動の活性化を図ることにより、全国調査において中学生は全国平均以上、小学生は全国平均以下であるが、ほぼ全国平均レベルであった。

また、運動習慣向上のための取組の推進に向けた「外遊び、みんなでチャレンジ！」は、登録者数が令和2年度から1,186件増えた。

体力向上に係る校種間連携を推進するため、各学校に対して啓発文書による通知を3回、諸会議において3回啓発を行った。

小・中学生の体力は、全国平均レベルとなったが、新型コロナウィルス感染症の影響もあり、児童生徒の運動不足が喫緊の課題となっている。

令和3年度の取組（※ 下表のNo.は実現目標のNo.と対応）

No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値
①	小学校の教員を対象とした、体力向上の取組や体育指導の充実と発展を図ることを目的とする研修会（ステップアップミーティング）を開催する。	年間3回	年間3回
②	小学生を対象に、なわとびやボール運動等の記録達成（登録）に挑戦する「外遊び、みんなでチャレンジ！」を実施し、各種目の上位者を表彰する。	記録登録数5,500件	記録登録数6,666件
③	体力向上に係る校種間（小・中・高等学校）連携推進のための啓発活動を実施する。	文書による啓発3回 諸会議を通じた啓発3回	文書による啓発3回 諸会議を通じた啓発3回

評価と今後の展開

新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会の開催に制限が設けられる中、ICTを活用するなど感染対策を徹底し、ステップアップミーティングを開催することができた。今後も学校現場のニーズに合った研修会の開催に努める。

「外遊び、みんなでチャレンジ！」については、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、感染リスクの低い種目に限定し、感染対策を講じた上で参加方法等を具体に示すことで、記録登録者数を増加することができた。

今後も体力向上に向けた取組を継続するとともに、小・中・高等学校間の連携を推進することが求められる。体力向上に係る系統立てた取組を継続させるために校種間の連携が重要であることを周知し、引き続き啓発に努める。

2 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現

実現目標

No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
①	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	定性的目標	教育課程研究集会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会を1回ずつ開催	教育課程研究集会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会を1回ずつ開催
②	基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得に向けた指導の充実	全国学力・学習状況調査 国語、算数・数学の平均 全国平均以上	小63.0% (全国65.2%) 中65.5% (全国66.3%) (R1)	小65.0% (全国67.5%) 中58.0% (全国60.9%)
③	学習意欲の向上に関する取組の推進	県独自調査学習意欲に関する設問に対する肯定的 回答率の向上	—	県独自調査 項目の開発完了
④	家庭や地域社会と連携した読書活動の推進に関わる取組の推進	全国学力・学習状況調査 授業時間以外に普段全く 読書をしない児童生徒の割合の減少	小22.6% (全国18.7%) 中43.5% (全国34.8%) (R1)	小27.1% (全国24.0%) 中47.3% (全国37.4%)

現状と課題

各教科等における主体的・対話的で深い学びについては、教育課程研究集会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会をそれぞれ1回ずつ開催した。しかし、全国学力・学習状況調査の調査結果では、各教科の平均正答率は、令和元年度に引き続き令和3年度においても、小・中学校ともに全国平均より下回っている。各学校において、引き続き主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組んでいく必要がある。

学習意欲に関する県独自調査の調査項目を作成した。

読書活動に関しては、全国学力・学習状況調査の質問紙調査の調査結果によると、学校の授業時間以外に全く読書をしないと回答する児童生徒の割合は、令和元年度から、小学校で4.5ポイント、中学校で3.8ポイント高くなっている、読書活動の推進に関わる取組が必要である。

令和3年度の取組（※ 下表のNo.は実現目標のNo.と対応）

No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値
① ② ③	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に係る実践事例を紹介・提案し、指導力の向上を図る。	教育課程研究集会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会の開催	2回開催
① ② ③	教育セミナーの実施 奈良県教育の課題解決を目的に、県立教育研究所員、研究協力校等が行った実践的研究の成果を発表するとともに、外部講師による基調講演において教育に関する最新の情報を提供する。	参加者の満足度 90%以上	第1部 97.4% 第2部 98.4%
③	学習意欲に関する県独自調査を実施する。	県独自調査項目の開発、調査実施	県独自調査項目の開発完了
④	学校図書館の振興に向けた調査研究事業を実施する。	読書が好きと回答する児童生徒の割合の増加全国平均以上 学校の授業時間以外に全く読書をしないと回答する児童生徒の割合（月～金）全国平均以下	小27.1% (全国24.0%) 中47.3% (全国37.4%)

評価と今後の展開

各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組んでいくことができるよう、教育課程研究集会や全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会等で、実践事例を紹介・提案し、教員の指導力の向上を図っていく。

令和3年度の教育セミナーは、7月21日（水）にオンラインで開催し、全体講演のほか、令和2年度に指導主事、長期研修員等が行った調査研究報告などを行い、1人1台端末を活用した「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、県内教育関係者等の理解を深める機会とした。第1部の、東京学芸大学 准教授 高橋純氏による講演に対する参加者の満足度は、97.4%であった。また、第2部として、オンデマンド型で配信した、新学習指導要領とICTの活用について解説した動画への満足度は98.4%であり、令和2年度よりも上昇した。今後も、教職員が直面している課題の解決に役立つ情報を提供し、教職員にとって研修を進めやすい時期や参加方法を追究していくことが必要である。

令和3年度に作成した学習意欲に関する独自調査を、令和4年度以降、児童生徒に対し実施し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の指標として活用していきたい。

読書活動に関しては、全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、読書が好きと回答する児童生徒の割合が全国平均以上、学校の授業時間以外に全く読書をしないと回答する児童生徒の割合が全国平均以下になることを目指す。そのために、読書活動推進事業を実施し、実践研究地域の取組を県内に普及することにより、県内の読書活動を充実させていく。

(2) 教職員の資質向上

実現目標

No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
①	専門性や個性の伸長を図るための研修体系の整備	定性的目標	奈良県教員等育成協議会 令和3年2月開催	奈良県教員等育成協議会 令和4年2月開催
②	研修講座の内容の充実	研修講座が活用できると回答した割合90%以上の維持	98.2%	97.9%
③	ICTを活用した研修講座の実施	実施回数の増加	緊急対応のみ	ICTを活用した遠隔の研修を56講座実施

現状と課題

教職員の資質向上に向け、教職員の研修体系の整備を図るために、令和4年2月に奈良県教員等育成協議会を実施した。また、研修講座の内容の充実を図ることで令和3年度においても、研修講座の受講者アンケートにおいて「研修講座が活用できる」と回答した受講者の割合は、97.9%と目標を達成した。教員の資質向上のためには、研修内容に応じて集合型とオンラインでの遠隔研修を効果的に使い分かつて実施することが必要であり、令和2年度は緊急対応時の実施であったICTを活用した遠隔研修を令和3年度は、研修内容に応じて56講座実施した。

文部科学省が推進するGIGAスクール構想の実現と新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策等も含め、今後も時代のニーズや教員のキャリアに合った研修内容を充実させる必要がある。

令和3年度の取組（※ 下表のNo.は実現目標のNo.と対応）

No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値
①	指標等の検討委員会を経て、「奈良県教員等育成協議会」を開催し、教員等育成指標に関する協議並びに当該指標を踏まえた研修の充実等、教員等の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行う。	奈良県教員等育成協議会の開催	奈良県教員等育成協議会令和4年2月開催
① ②	県立教育研究所と奈良教育大学が連携し、初任者研修を修了した小学校若手教員を対象にした、「小学校若手教員育成研修」の充実を図る。	主体的な学びや対話的な学びを取り入れた授業をしていると答えた受講者の割合 80%以上	92.3%
② ③	研修内容に応じて効果的に遠隔研修を取り入れる等、県立教育研究所の研修講座の充実を図る。	受講目的を達成できたと答えた受講者の割合 90%以上	97.4%

③	教職員の働き方改革の推進及び継続的な「三密」回避の必要性から、研修講座におけるリモートやオンデマンド等クラウドサービスの積極的な活用を進める。	遠隔やオンデマンドによる研修実施回数30回以上（「先生応援プログラム」を除く）	遠隔やオンデマンドによる研修実施回数56回（コロナ対応を除く）
---	---	---	---------------------------------

評価と今後の展開

令和3年度は、「奈良県教員等の資質向上に関する指標」の充実期の内容を見直し、「奈良県校長の資質向上に関する指標」及び「奈良県教頭の資質向上に関する指標」を新たに策定するとともに、研修体系の再構築を行った。

令和3年度に実施した研修講座において、受講者の講座に対する目的達成度は十分満足できる状況であった。法定研修受講者の受講アンケートから、初任者研修は集合型研修での実施、中堅教諭等資質向上研修は遠隔研修での実施の要望が高かった。

令和4年度は、中堅教諭等資質向上研修15講座中13講座をオンライン研修とするなど、教職員の働き方改革の推進及び継続的な「三密」回避の必要性から多くの教職員が研修を受講できるよう遠隔研修を充実させるとともに、キャリアステージを意識した研修講座を新たに開設している。また、奈良教育大学と連携して、初任者研修を修了した小学校教員対象の研修講座を実施し、若手教員の資質向上を図る。

今後も、「奈良県教員等育成協議会」を開催し、教員等育成指標や教員等の資質向上に関する協議を行うとともに、受講者アンケート等から教職員のニーズを捉え、研修講座の充実を図っていく。

(3) 魅力と活力あるこれからの高校づくり

実現目標

No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
①	県立高等学校における中期計画の策定	全校で策定	—	全校で策定 (R4.6.30)
②	学科・コースの特色化	学科・コースの更なる特色化や定時制・通信制課程の充実により、多様な学びの選択肢を提示する。	奈良南高校開校情報科学科・総合学科を設置 榛生昇陽高校に専攻科を設置 (R3.4.1)	奈良南高校に専攻科を設置 (R4.4.1)

現状と課題

本県では、平成30年10月に策定された「県立高等学校適正化実施計画」に基づき、魅力と活力あるこれからの高校づくりを推進している。令和3年度には、宇陀高等学校の開校準備の他、これまでに新設した学校の教育課程の充実に取り組んだ。今後も同計画の推進に取り組みながら、各高等学校の課題に対応するための高等学校の在り方について検討が必要である。

一方、学校教育法施行規則の一部改正により、各高等学校において三つの方針の策定・公表が規定されたのを受け、教育委員会規則に三つの方針を含む中期計画の策定等について規定した。各校において、令和4年6月末を目途に、策定に向けた検討が進められているが、同計画を策定し、その進捗を管理することにより「魅力と活力ある高校づくり」を一層推進していくことが望まれる。

令和3年度の取組 (※ 下表のNo.は実現目標のNo.と対応)

No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値
①	県立高等学校で中期計画を策定する。	全校で策定	全校で策定 (R4.6.30)
②	県立高等学校適正化実施計画の推進 来年度新たに開校する学校をはじめ、新設の学校・学科・コースの教育内容、教育環境を充実させる。	令和4年度に開校する学校及び開設する学科等における教育内容の充実	開校・開設に向けた教育課程等の検討・充実

評価と今後の展開

「県立高等学校適正化実施計画」に従い、県立宇陀高等学校の開校など、学校、学科等の新設等を進めている。今後も、学校・学科・コースの教育内容の特色化や多様化を推進するとともに教育環境の充実を図る。

また、魅力と活力ある高校づくりを全校で推進するため、各高等学校のミッションの再定義及び三つの教育方針を含めた中期計画の策定を進めており、今後、これらをもとにした進歩管理を行う。

(4) I C Tを活用した教育の推進

実現目標

No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
①	教職員の情報活用指導力の向上 ※1	回答率85%	61.0%	73.3%
②	統合型校務支援システムの導入	導入率100%	57.1%(校) 40.0%(市町村)	70.4%(校) 52.5%(市町村)
③	学習用 I C T環境の充実(大型提示装置) ※2	整備率100%	60.3%	65.5%

※1 文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の、都道府県別「教員の I C T活用指導力」の状況において「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合

※2 ※1の文部科学省調査の、都道府県別「コンピュータの設置状況」における「普通教室の大型提示装置整備率」

現状と課題

I C Tを活用した教育の推進に向け、令和3年度には、公立小・中学校、義務教育学校及び特別支援学校小学部・中学部の1人1台端末の整備に関する事業、並びにほぼ全ての公立学校の教育用ネットワーク工事に関する事業が完了した。

令和2年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における「教員の I C T活用指導力」の肯定的回答状況は73.3%であり、令和元年度の調査から12.3ポイント上昇し、全国平均よりも高くなつた。

統合型校務支援システムの導入は市町村財政にコロナ禍が影響し、令和3年度は導入を見送る自治体があつたが、70.4%の学校で導入され、県内の52.5%の市町村で導入されている。

学習用 I C T環境の充実に向けて整備を図っている大型提示装置については、普通教室の大型提示装置整備率が5.2ポイント上昇した。

令和3年度の取組（※ 下表のNo.は実現目標のNo.と対応）

No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値
①	「先生応援プログラム」(教職員対象研修)の充実と受講を促進する。※1	回答率 70%	73.3%
②	統合型校務支援システムの県内各市町村への導入を支援する。	導入率 85%(校) 70%(市町村)	導入率 70% (校) 57.5% (市町村)
③	学習用 I C T環境の整備について、市町村へ望ましい環境を提示することにより、大型提示装置導入促進の啓発を行うとともに、県立学校の大型提示装置の導入計画を策定する。※2	整備率 70%	65.5%

評価と今後の展開

「先生応援プログラム」の内容の充実と教職員の受講を促進することにより、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における「教員のICT活用指導力」の肯定的回答状況は、改善されている。今後も同プログラム並びに「STEAM教育推進エバンジェリスト育成研修」の内容等の見直しのほか、ICT活用能力の向上に資する研修として、要請があった学校を訪問して実習を行ったり、市町村教育委員会の指導主事等に対するオンライン研修も行ったりするなど、教職員の情報活用指導力向上に努めていく。

統合型校務支援システムの県内各市町村への導入は、目標値には達しなかったが、導入率は向上しており、今後も未導入の市町村教育委員会に対して支援を行っていく。また、令和5年には奈良県域統合型校務支援システムを用いて、県立高等学校への入学者選抜の手続きの多くを行えるようにし、入試事務においての利便性を向上させる予定である。あわせて、新たにシステムを導入する市町村教育委員会や学校に対して、受託業者とも協力し、オンライン研修会を年3回程度行うことで、スムーズな運用を図る。

児童生徒1人1台端末を用いた授業を行う教室には、大型提示装置の導入が望ましいが、県立学校のみならず多くの市町村立学校において、大型提示装置が未整備の教室が多数存在する。早期に特別教室等を含めた全教室での導入がなされるよう、市町村教育委員会に啓発していくとともに、県立学校においては、令和4年9月から県立学校に電子黒板を1学年分導入する予定であり、今後は全学年導入を進めていく。

(5) 学校における働き方改革

実現目標

No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
①	ICカードやタイムカード等を利用した客観的な方法による勤務時間の把握	公立小・中学校等の割合100%	県内市町村の割合69.2%	県内市町村の割合87.2%
②	学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進する場の設定	実施率100%	—	実施率85.0%
③	休日の中学校部活動の地域への移行の推進	実施市町村数の増加	—	2市村

現状と課題

学校における働き方改革に関して「勤務時間管理の徹底」という取組の観点から、環境整備等が未実施の市町村教育委員会に対する要請の結果、ICカードやタイムカード等を利用した客観的な方法により勤務時間を把握している県内市町村の割合は令和2年度から18.0ポイント上昇した。学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進する場の設定は85.0%の学校で取り組むことができた。休日の中学校部活動については2市村でモデル校を設置し、令和5年度からの段階的移行に向けた課題の整理を行っている。

働き方改革に関して環境整備等は必須であるが未実施の市町村があることから、県内全ての市町村において実施されるよう取組を進めていく必要がある。また、休日の中学校部活動の地域への移行をより一層推進するための取組を進めていく必要がある。

令和3年度の取組（※ 下表のNo.は実現目標のNo.と対応）

No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値
①	ICカードやタイムカード等を利用した客観的な方法による勤務時間の把握を行う。	公立小・中学校等の割合100%	県内市町村の割合87.2%
②	学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進する場を設定する。	実施率100%	実施率85.0%
③	文部科学大臣が定める「指針」を踏まえた上限方針の教育委員会規則等を整備する。	整備済の市町村の割合全国平均以上	県内市町村の割合53.8% (全国平均73.1%)
④	地域人材の確保やマッチングする仕組みの構築、費用負担の在り方の整理など、有用性や課題、改善点の検証を実施する。	公立中学校にモデル校を設置	4中学校で実施

評価と今後の展開

ICカードやタイムカード等を利用した客観的な方法による勤務時間の把握や文部科学大臣が定める「指針」を踏まえた上限方針の教育委員会規則等の整備などが未実施の市町村に対して早期かつ確実に対応いただくよう要請する。

市町村教育委員会や各学校と連携しながら、令和2年3月に策定した「学校における働き方改革推進プラン」を着実に実行し、働き方改革を推進していくとともに、詳細な教員の働き方実態調査を実施し、より実効性のある取組を実施するため新たな推進プランの策定等を進める。

休日の中学校部活動については、地域への段階的な移行の推進のため、2市村4中学校5部活動においてモデル校を設置し、諸課題の抽出に取り組んだ。令和3年度末に明らかとなった諸課題を各市町村に報告し、制度促進の啓発に努めた。今後は、連絡協議会を設置し、課題解決に向けた取組を推進する。

(6) 安全安心な教育環境の整備

実現目標

No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
①	通学通園路等の安全確保の取組の実施(交通安全・防犯・防災)	実施率の増加	99.0% (R1)	100%
②	県立学校施設の耐震化	耐震化率100%	98.6% (R2.4.1)	98.9% (R3.4.1)
③	県立学校施設の長寿命化対策の推進	「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」に基づく施設整備 (計画対象施設：401棟)	「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」策定 (R3.2)	「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」の実施検討
④	実践的な避難訓練を通じた防災教育の充実	ナラ・シェイクアウト参加校数の増加	76,607人 (R1)	小・中68校 高・大12校 その他8校 計88校

現状と課題

通学通園路等の安全確保に向けた取組は、全ての学校等で実施されている。

また、令和3年4月1日時点の県立学校の耐震化率は98.9%で、特別支援学校については、耐震化は完了し、高等学校の耐震化率は98.5%となっている。令和3年度は県立高校2校2棟で耐震補強工事、5校8棟で改築・除却工事を進め、令和4年度に県立学校の耐震化工事を完了させる見込みとなっている。

耐震化完了後は、建築後40年を経過した施設が半数以上を占めるなど、県立学校施設については老朽化が進んでいることから、令和3年2月に策定した「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」に基づき、学校施設の長寿命化整備やトイレ洋式化などの機能向上に取り組んでいく。

学校の安全を脅かす事件や事故等は多岐にわたり、年々深刻化しており、児童生徒の登下校時の安全確保対策が急務となっている。また、実践的な避難訓練の実施を通じて、児童生徒に危険予測、危機管理能力を身に付けさせる防災教育が必要とされている。

教職員の安全に関する資質・能力の向上のための研修会等のより一層の充実や保護者や地域の関係機関等との連携の強化が、課題としてあげられる。

令和3年度の取組（※ 下表のNo.は実現目標のNo.と対応）

No.	取組内容	R 3目標・目標値	R 3現状値
①	学校安全計画や危機管理マニュアルに基づく、組織的な安全管理体制の確立と、子どもたちが自ら危険を回避できる態度や能力を育成するための安全教育を充実させる。	学校安全計画策定率100% 危機管理マニュアル作成率100%維持	学校安全計画策定率100% 危機管理マニュアル100%
②	県立高等学校施設の耐震化を引き続き実施する。 耐震化工事：2校2棟 耐震化に係る改築：5校8棟 耐震化の完了までの間、応急的な対応を実施 (I s 値<構造耐震指標>が0.3未満の校舎等の使用停止、仮設校舎の設置等) 仮設校舎等の設置：4校10棟	耐震化率100% (県立高等学校分) (R 4. 4. 1)	耐震化率100% (県立高等学校分) (R 4. 4. 1)
③	県立学校毎に定期点検の結果や改修履歴等のデータを蓄積・更新できる「学校施設カルテ」を作成する。	全45施設	全45施設
④	実践的な避難訓練等の実施を通して、児童生徒に危険予測、危機管理能力を身に付けさせるための防災教育の推進を図る。	奈良県一斉地震行動訓練(ナラ・シェイクアウト)参加児童生徒数の増加 70,000人以上	31,442人 (R 3)

評価と今後の展開

学校安全計画や危機管理マニュアルに基づく、組織的な安全管理体制の確立と、子どもたちが自ら危険を回避できる態度や能力を育成するための学校安全計画及び危機管理マニュアルは全ての学校等で作成されている。

県立高等学校の耐震化工事については、2校2棟の耐震補強工事及び4校7棟の改築工事が完了した。令和4年度については、大宇陀高校における改築工事を7月末まで実施し、県立高等学校における耐震化工事を完了させる。

大宇陀高校における令和4年度の工事としては、既に使用停止とした既設校舎の解体・撤去等であるため、令和4年4月1日時点で県立高等学校の耐震化率は100%となっている。

県立学校施設の学校施設カルテについては、全45施設においてカルテが完成しており、今後の老朽化対策の参考としていく。

令和4年度については、今後、長寿命化整備を実施予定の6校6棟について、実施内容を検討するための老朽・不具合箇所等の調査を実施するほか、学校施設の機能向上のための、トイレの洋式化、特別教室及び屋内運動場への空調設置について、計画的に取り組む。

奈良県一斉地震行動訓練(ナラ・シェイクアウト)の参加については、新型コロナウィルス感染症の影響もあり、参加者数の低下が見られる。実践的な訓練の重要性について継続して周知を図る必要がある。

3 働く意欲と働く力をはぐくむ

(1) キャリア教育・職業教育の推進

実現目標

No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
①	職場体験活動やインターンシップ等の拡充	インターンシップ参加生徒の割合の増加	16.3% (R1)	12.8%
②	小・中・高等学校を通じたキャリア教育の推進	定性的目標	キャリア・パスポートの有効活用	キャリア・パスポートの有効活用

現状と課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、多くの企業でインターンシップの実施が事実上困難であり、生徒の参加率の向上が見込めない状況が続いている。進学・就職に関わらず、インターンシップに参加することで、コミュニケーション能力を高め、職業に対する理解を深めることができることから、インターンシップの実施再開に備え、各企業への協力依頼を継続する必要がある。

キャリア教育は小・中学校、高等学校と連続で考えるべきものであり、継続的・系統的に取り組むことが重要であることから、引き続き「キャリア・パスポート」の活用に取り組む必要がある。

令和3年度の取組（※ 下表のNo.は実現目標のNo.と対応）

No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値
①	県内の企業や医療・福祉などに関する法人等へのインターンシップを充実させる。	インターンシップ参加生徒の割合の増加 20%	12.8%
②	「キャリア教育の手引」や「キャリア・パスポート」により、各校種が連携した、系統的・組織的なキャリア教育を推進する。	「キャリア教育の手引」を活用した研修講座の実施	3回 221人受講
②	特別支援学校にキャリア教育コーディネーターを配置し、キャリア教育の充実と職場実習先の拡大を図る。	職業教育の充実を目指す特別支援学校（高等養護学校）の就職率85%以上	79.7%
②	キャリアサポートセンターにおいて、キャリア教育支援員の配置による就職希望者のサポートを行う。	キャリア教育支援員による高等学校訪問年間延べ80回以上	62回

評価と今後の展開

受入企業等や実施校において感染症対策を行いながら可能な範囲でのインターンシップを実施したものの、インターンシップの実施校及び参加人数が令和元年度と比べ減少した。今後も対策を講じながらインターンシップの推進を図るとともに、大学等と連携したアカデミックインターンシップについても推進を図る。

コロナ禍において様々な取組が制限されることもあったが、県内企業を生徒に紹介する企業説明会の実施や、キャリア教育支援員等による研修会や学校訪問はリモートで実施するなどの工夫をしながら実施した。今後も、キャリア教育支援員等による生徒や学校への支援を継続して行うとともに、企業説明会の対面での実施や、スタートアップマインドを醸成するセミナーの開催など、キャリア教育に関する取組の充実を図る。

(2) 社会に役立つ実学教育の推進

実現目標

No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
①	デュアルシステム、インターンシップの実施	インターンシップ参加生徒の割合の増加	16.3% (R1)	12.8%
②	専門教育の教育内容及び設備の充実	定性的目標	専門高校3校に技術革新に対応した機器の整備	専門高校6校においてデジタル化に対応した産業教育装置の整備
③	産業界との連携	協力企業数の増加	次世代技術者の育成促進に係る連携と協力に関する協定を締結している企業2社	同2社

現状と課題

昨年度からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、インターンシップについて実施が難しい状況にあるが、受入企業等や学校において対策を講じながら可能な範囲で実施し、インターンシップの推進を図る。

また、専門高校6校において、デジタル化に対応した設備の整備を行った。引き続き、工業・農業などの職業に関する専門学科においては、地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、施設・設備の充実に取り組む必要がある。

産業界との連携については、令和2年度から企業2社の協力を得ている。

令和3年度の取組（※ 下表のNo.は実現目標のNo.と対応）

No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値
①	県内の企業や医療・福祉などに関する法人等へのインターンシップを充実させる。（再掲）	インターンシップ参加生徒の割合の増加 20%	12.8%
②	「職業人材を育成するための教育設備整備事業」として、専門高校においてデジタル化対応装置の環境を整備する。	デジタル化に対応した産業教育装置の整備	デジタル化に対応した産業教育装置の整備
③	専門高校において協定を締結している地域企業が作成したデジタル教材を活用する。	デジタル教材e-learning受講率の増加	11.3%

評価と今後の展開

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、令和3年度にインターンシップを実施した全日制課程の県立高等学校は77.1%にとどまった。また、在学3年間でインターンシップに参加した生徒の割合についても12.8%となり、令和元年度と比べて減少した。今後も引き続き、対策を講じながらインターンシップの推進を図る。

産業教育に関わる学校へデジタル化に対応した産業教育設備を導入し、最新の機器で実習することができた。今後、更に機器の導入や更新を行うことで、先端技術を身に付け、社会で活躍できる職業人材を多く育てていく。

企業が作成したデジタル教材のe-learningを活用することで、生徒は企業で実際に行われている研修内容を、自分のペースで学習することできた。今後は、より多くの生徒が活用できるよう、e-learningを事前学習に取り入れるなど授業での活用について更なる検討が必要である。

4 地域と協働して活躍する人を育てる

(1) 地域との連携・協働推進

実現目標

No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
①	地域学校協働活動の充実	定性的目標	地域学校協働本部整備率 67.7%	68.6%
②	県立学校におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進	全校で設置	導入率22.7%	33.3%

現状と課題

地域学校協働活動の充実に向けた、幅広い地域住民や団体等の参画により形成されたネットワークである地域学校協働本部の整備率は68.6%であり、令和2年度から0.9ポイント上昇した。今後も地域学校協働活動の充実を図るため、地域学校協働本部を設置することの有用性について、未設置の市町村や学校等に、より丁寧な説明を行う必要がある。

県立学校のコミュニティ・スクールの導入率は33.3%であり、令和2年度から10.6ポイント上昇した。なお、県内全公立学校の導入率は35.0%となっており、全国平均とほぼ同じ数値となっている。平成29年3月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、コミュニティ・スクールの設置が努力義務化されたが、令和4年度末までに全ての県立学校において設置することを目指し、更なる積極的な支援を行う必要がある。

令和3年度の取組（※ 下表のNo.は実現目標のNo.と対応）

No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値
①	市町村担当者会議や訪問等において、地域学校協働活動推進員等の重要性を周知するとともに、推進員等の理解や資質向上を目的とした連絡会の開催により、地域学校協働活動の一層の充実を図る。	地域学校協働本部整備率の増加（前年度比）	68.6%
②	県立学校に学校運営協議会を設置する。	導入率35.0%	33.3%

評価と今後の展開

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、年2回の開催を予定していた地域学校協働活動推進員等連絡会が1回のみの開催となった。しかし、参加者にとっては、学校と地域の「協働」に対する理解を深め、情報交換によって新たな視点を得る機会となった。引き続き、地域人材による地域学校協働活動推進員等の配置が地域学校協働活動の推進に向けて重要なことを、市町村担当者会議や訪問において周知していく。

各県立学校への訪問を通じて学校運営協議会の設置に向けた支援を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、設置準備に遅れが生じた。令和4年度末までに全ての県立学校において設置できるよう、一層の連携を図りながら準備を進めていく。

(2) 地域社会に貢献する人材の育成

実現目標

No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
①	「郷土学習の手引」の活用	活用件数の増加	—	追加事例の作成・周知
②	郷土の伝統、文化、自然等に関する学習「奈良TIME」の充実	各校の実践事例をまとめた冊子の作成	「奈良TIME指導事例集」の追加事例の配布	「奈良TIME指導事例集」の追加事例の配布
③	主権者教育の推進	地域社会との連携及び協働及び外部人材の活用	—	選挙管理委員会等との連携

現状と課題

「全国学力・学習状況調査」によると、今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合が全国平均を下回るなど、地域とのつながりの希薄化が進んでいる。このため、学校教育において、自国や郷土の歴史や文化などを理解し、ふるさと奈良に誇りや愛着をもつとともに、異なる価値観や歴史・文化・宗教などへの理解が深められるよう、教育内容の充実に努めなければならない。

県内の義務教育諸学校に対しては、県内各地域の自然や歴史文化資源などを生かした学習が進められるよう、「郷土学習の手引」の追加事例を作成・周知した。高等学校に対しては、各校で進められている「奈良TIME」の実践をまとめた冊子の追加事例を配布した。

また、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けられるよう、選挙管理委員会等の外部機関と連携を図り、主権者教育を推進した。

令和3年度の取組（※ 下表のNo.は実現目標のNo.と対応）

No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値
①	全小・中学校等に配布した「郷土学習の手引」の活用を促す。	活用件数の増加	追加事例の作成・周知
②	「奈良TIME」の取組を充実し、その成果の発信を行う。	追加事例集を全県立高等学校に配布	追加事例集を全県立高等学校に配布
③	令和4年度からの科目「公共」の実施に向けて、教員向けの研修講座を開催する。	年2回の講座の開催	年2回の講座の開催

評価と今後の展開

「郷土学習の手引」の事例を増やした。また、県教育委員会Webサイトに掲載し、県内全小・中学校で活用できるようにした。今後も事例を増やし、小・中学校での積極的な活用を促す。

「奈良TIME」の追加事例集を作成し、全県立高等学校に配布、成果の発信を行った。令和4年度より、総合的な探究の時間の発表のよりよい在り方を教科等研究会とともに検討し、生徒の「奈良TIME」の取組の一層の充実を図る。

令和4年度から新科目「公共」の授業が始まるにあたり、オンラインによる教員向けの研修を実施し、同科目「公共」の指導事項を確認するとともに主権者教育の実践的な取組について事例の検討を行った。令和4年度から、成年年齢が18歳に引き下げられたことも踏まえ、外部人材やICT機器を活用した実践的な指導を推進し、生徒が主体的に社会と関わることができるよう、主権者教育の更なる充実を図る。

(3) グローバル人材の育成

実現目標

No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
①	グローバルマインドの育成や、外国語教育の推進	定性的目標	高校生対象のセミナーや教員対象の研修講座の実施 (R1)	中学・高校生対象のセミナーや教員対象の研修講座の実施
②	海外留学や国際交流を促進するための機会の提供	定性的目標	海外留学フェアを開催 (R1)	海外留学フェアを開催
③	県立国際中学校の設置	令和5年度開校	—	開校準備委員会の実施 学校説明会の実施

現状と課題

グローバル化時代においては、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けたグローバル人材の育成が求められている。

そのため、外国語で積極的にコミュニケーションを図るための資質・能力の育成に向けた英語教育の更なる改善が必要である。このため、英語授業においては、特に、生徒の英語による言語活動時間の割合を更に高める必要がある。

また、生徒がグローバル社会へ視野を広げる契機となるセミナーやフェアを実施し、中高生14名が参加した。

なお、令和5年度に開校する県立国際中学校について、国際バカロレア認定を目指し、教育内容等の検討を進めている。

令和3年度の取組（※ 下表のNo.は実現目標のNo.と対応）

No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値
①	英語指導力向上研修の実施 英語教育の推進を目的に、県内の各学校における外国語・英語担当教員の指導力向上のための研修を実施する。	英語教育実施状況調査 授業における、生徒の英語による言語活動時間の割合 中学校 100% 高等学校 75%	中学校 55.8% 高等学校 57.0%
① ②	海外の大学に進学した学生等を招聘した高校生対象のセミナー及び海外留学フェアを開催する。	セミナー参加者の満足度 90%以上	100%
③	県立国際中学校の令和5年度開校に向けて、教育内容等を検討する。	開校準備委員会の実施	4回実施

評価と今後の展開

令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響で、授業中の言語活動が制限されたため、生徒による言語活動の時間の割合が減少した。制限は緩和されつつあるので、今後、新型コロナウイルス感染症感染拡大前の水準まで言語活動の割合が回復するよう、取組を進めていく。

新型コロナウイルス感染症関係の渡航制限等の緩和に伴い、卒業後に海外大学への進学を目指したり、高校在学中に海外留学を行ったりする生徒の数の回復が見込まれる。海外大学進学セミナー及び海外留学フェアの開催により、生徒、保護者及び教員等に適切な情報を提供していきたい。

県立国際中学校の令和5年度開校に向けて、学校説明会を開催し、これまでに検討した教育内容を広く公表するなど、生徒募集に関する取組を進めていく。

(4) 社会教育の推進

実現目標

No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
①	社会教育関係者の資質向上及びネットワークの構築を図るための研修の実施	受講修了者数の増加	13人	15人

現状と課題

社会教育関係者の資質向上とネットワークの構築を図るため、各市町村の社会教育担当職員や社会教育を推進する者を対象として、「社会教育実践講座」を開催した。

令和3年度は全3回実施し、令和2年度より2名多い15名の参加があった。その中には、過去の受講生5名の参加もあり、社会教育関係者のつながりをより広げることができた。

今後、全ての市町村の社会教育関係者におけるネットワークの構築が図れるよう、未参加の市町村への働きかけを強める必要がある。

令和3年度の取組（※ 下表のNo.は実現目標のNo.と対応）

No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値
①	社会教育関係者の資質向上を図るための研修を実施する。	受講修了証発行数の増加（前年度比）	15人

評価と今後の展開

社会教育実践講座の実施後のアンケートでは、受講者の満足度が100%で、ICTを活用した研修を実施したことにより、オンデマンドの手法を取り入れて研修を行う市町村もあった。今後は、より多くの市町村において、地域の人材育成につながる研修を実施できるよう支援するとともに、適宜市町村を訪問し、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの方途等について丁寧に説明を行っていく。

5 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる

(1) 学校教育における人権教育の推進

実現目標

No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
①	新しい「人権教育推進プラン」に沿った人権教育の推進	定性的目標	推進計画・年間指導計画に「人権教育の推進についての基本方針」「人権教育推進プラン」との関係を定めている学校 65.5%	73.8%
②	教職員、特に初任者等への研修の機会の充実	研修参加者の満足度90%以上	97.0% (R1)	97.0%
③	人権教育学習資料の活用促進、新たな教材等の作成	人権教育学習資料の活用率の増加	71.2%	69.3%

現状と課題

各学校における人権教育推進計画及び年間指導計画に県の「人権教育の推進についての基本方針」（以下、「基本方針」）や新しい「人権教育推進プラン」（以下、「推進プラン」）との関係を定めている学校の割合は、令和2年度から8.3ポイント上昇しており、平成31年3月に「推進プラン」が策定されて以降増加傾向にある。各種教職員研修における参加者の満足度は97.0%と、目標を大きく上回った。人権教育学習資料集『なかまとともに』（以下、『なかまとともに』）の活用率は、令和2年度から1.9ポイント下がっている。

人権に関する課題は多様化・複雑化しており、これらに対応できる資質や能力を身に付けた人材の育成が急務となっていることを踏まえ、人権が尊重される社会づくりに向け具体的に行動できる児童生徒を育成するため、教育活動全体を通じて人権教育を推進することが大切であり、そのために教職員の資質能力の向上を図ることが必要である。

令和3年度の取組（※ 下表のNo.は実現目標のNo.と対応）

No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値
①	「人権教育についての基本方針」に則り、新しい「人権教育推進プラン」に沿った人権教育の在り方についての指導助言のための指導主事派遣を行う。	学校訪問及び研修講座における指導主事派遣数50回以上	学校訪問及び研修講座における指導主事派遣数 36 回
①	ライフステージに応じた研修や今日的な人権課題に即した研修を実施する。	研修参加者の満足度90%以上	研修参加者の満足度97.0%
②	すべての学校で部落問題学習を展開するための教職員向けリーフレットを活用した研修を実施する。	研修へ参加する学校の割合90%以上	41.3%
① ②	部落問題学習の具体的な指導法や展開例を掲載した資料を作成し県内の全小学校に配布する。	県内全小学校への資料配布	県内全小学校への資料配布
③	各種研修や学校訪問等を通じて、人権教育学習資料集「なかまとともに」の活用促進を図る。	「なかまとともに」活用率75%以上	69.3%

評価と今後の展開

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり、学校等への指導主事派遣数は少なかったが、ライフステージに応じた各種研修を通じて「基本方針」に則り「推進プラン」に沿った人権教育の在り方についての理解を深める内容の講義等を実施した。また、指導助言等において『なかまとともに』に掲載されている教材の紹介や、教材に即したワークシートの提供等を行った。今後、学校訪問や各種研修講座において、より多くの学校において「基本方針」に則り「推進プラン」に沿った人権教育が推進されるよう、「推進プラン」に即した指導助言を行うための指導主事派遣に取り組む。あわせて、『なかまとともに』の活用が進むよう、教材の紹介はもとより、展開例やワークシート等を積極的に提示する。

全ての学校、教職員が部落差別についての理解を深め、その解消に向けた教育内容の創造を図るためのリーフレットを作成・配付するとともに、リーフレットを活用した教職員研修を3回実施した。今後、学校における部落問題学習の更なる充実・発展を図るために、具体的な指導法や展開例を掲載した資料を作成し、活用についての研修を実施する。

(2) いじめ・不登校等への対策

実現目標

No.	取組内容	目標 目標値	現状(R2)	現状(R3)
①	「奈良県いじめ防止基本方針」に基づく取組の徹底	定性的目標	方針の周知	方針に基づく取組の徹底
②	「いじめ防止強化月間」の取組推進	定性的目標	県立学校における試行的実施	県立学校における実施
③	不登校児童生徒に対する学習の支援	定性的目標	－	支援の開始

現状と課題

平成25年のいじめ防止対策推進法成立以降、いじめの積極的認知と組織的対応の推進に努めてきたが、令和3年3月に改定された「奈良県いじめ防止基本方針」に基づく取組等、いじめ防止対策を更に強化・推進する必要がある。

また、不登校児童生徒の支援に関しては、教育機会確保法に基づく児童生徒の社会的自立を目指した教育、児童生徒一人一人の個別最適な学び等を実現するため、これまでの心理的支援や福祉的支援に加え、学習支援に力を入れる必要がある。

令和3年度の取組（※ 下表のNo.は実現目標のNo.と対応）

No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値
②	「奈良県いじめ防止基本方針」の趣旨を徹底する。	県立学校における「学校いじめ防止基本方針」の見直し	県立学校における「学校いじめ防止基本方針」の改定
① ②	県教育委員会主催の各種研修講座及び各校の校内研修等において、「奈良県いじめ防止基本方針」に基づく取組を周知し、教職員の資質向上を図る。	県内全公立学校長等を対象とするいじめ防止対策に係る研修を実施	県内全公立学校長等を対象とするいじめ防止対策に係る研修会を実施
① ②	いじめの早期発見・早期対応のため、いじめの積極的認知に取り組む。	1,000人あたりの認知件数全国平均以上 解消率80%以上	1,000人あたりの認知件数全国平均以上 R2解消率 県73.5% (全国77.4%)
③	不登校児童生徒に対して、オンライン等を活用した学習支援に係る教材を開発する。	開発した教材を活用した学習プログラムの作成及び実施	4教科73本の教材を作成し13人に実施

評価と今後の展開

「奈良県いじめ防止基本方針」の周知を行い、県立学校における「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行っている。令和3年度末現在、多くの県立学校で方針の改定を終えたところである。保護者や地域住民が容易に内容を確認できるよう、「学校いじめ防止基本方針」を各県立学校Webサイトに掲載するなど、引き続き全ての県立学校で改定されるよう取り組んでいく。

また、12月を「いじめ防止強化月間」と定め、県内全公立学校長等を対象としたいじめ防止対策に係る研修会を実施したことにより、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を徹底するとともに、年度内のいじめ解消に向けて対策を強化することができた。引き続き、いじめの積極的な認知及びいじめ解消に向けた取組を推進していく。

さらに、オンライン等を活用した学習支援については、4教科73本の教材を作成し、学習に不安を抱える不登校児童生徒へ支援を行うことができた。今後、作成した教材を活用した学習プログラムを作成し、より多くの児童生徒の支援につなげていく。

(3) 特別支援教育の推進

実現目標

No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
①	障害のある子どもと障害のない子どもの交流及び共同学習の充実	子どもの実態に応じた交流及び共同学習の計画的な実施	市町村教育委員会等に交流及び共同学習の事例等について周知	主体的に取り組める交流及び共同学習に向けた事前学習の実施
②	個別の教育支援計画や個別の指導計画の実効性のある活用	作成率の増加	個別の教育支援計画作成率70.5% 個別の指導計画作成率81.4%	個別の教育支援計画作成率85.4% 個別の指導計画作成率87.5%
③	特別支援教育に関する研修会の実施	実施回数の増加	研修を実施した小・中学校の割合75.5%	研修を実施した小・中学校の割合80.5%

※ ②は通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒（通級による指導を受ける児童生徒を除く）の作成率

現状と課題

子どもの実態に応じた交流及び共同学習が計画的に実施されるよう、「奈良県の特別支援学校と小学校・中学校・高等学校との『交流及び共同学習』実践事例集」を提示し、市町村教育委員会特別支援教育担当者を対象とした協議会や教員を対象とした研修会等で交流及び共同学習の意義等を伝えた。各校において、年間を通じて計画的に交流及び共同学習の機会を設け、主体的に取り組めるよう事前学習を行うなどして内容の充実が図られている。

通級による指導を受けている児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒への個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成が義務付けられたが、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用が求められている。個別の教育支援計画の作成率は令和2年度から14.9ポイント、個別の指導計画の作成率は令和2年度から6.1ポイント上昇した。

特別支援教育に関する研修会を実施した小・中学校は令和2年度から5.0ポイント上昇した。全ての教員の特別支援教育に関する知識や理解を深めるとともに、センター校の役割を担う特別支援学校においてもその機能を強化するため、さらに研修等の充実を図ることが必要である。

令和3年度の取組（※ 下表のNo.は実現目標のNo.と対応）

No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値
①	活動のねらいや内容等について理解を深める事前学習や、活動を振り返り児童生徒の相互理解に係る事後学習に取り組む。	児童生徒同士の相互理解を深めることをねらいとした事前・事後学習の実施	特別支援学校教員等による障害特性の理解を深めるための事前学習等の実施
②	通常の学級に在籍する障害のある児童生徒についても個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用に努める。	通常の学級に在籍し個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成している児童生徒（通級による指導を受けている児童生徒を除く）の割合の増加	個別の教育支援計画作成率 70.5%→85.4 (R2) (R3) 個別の指導計画作成率 81.4%→87.5% (R2) (R3)
③	特別支援教育に関する知識や理解を深めるため、学校等支援で行う職員研修会等、各校の実情に応じた研修を実施する。	特別支援教育に関する校内研修を実施した学校の割合（小・中・高等学校）の増加	研修を実施した小・中・高等学校の割合 72.7%→76.2% (R2) (R3)

評価と今後の展開

交流及び共同学習の実施にあたり、特別支援学校教員が小・中学校等に出向いて、児童生徒または、教員を対象に、障害特性の理解を深めるための事前学習等を行うことができた。今後も計画的に交流及び共同学習の機会を設け、さらに、児童生徒同士が相互理解して互いを尊重し合う大切さを学ぶことができるよう活動内容の充実を図っていく。

障害のあるすべての児童生徒の教育的ニーズに応じた指導や支援が必要であるため、市町村教育委員会を対象にした協議会や教職員を対象とした研修会等において、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用について周知を行った。今後も個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用に向けた取組を更に進めていく。

特別支援教育に関する知識や理解を深めることができるよう、学校等支援で行う職員研修会等において、各校の実情に応じた研修を実施してきた。さらに、小・中・高等学校の全ての教員が特別支援教育に関する知識や理解を深めることができるよう研修を充実させていく。

(4) 多文化共生教育の推進（外国人児童生徒等への対応）

実現目標

No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
①	一人一人に応じた日本語指導の実施	定性的目標	教職員対象の研修 年2回開催	年2回
②	多文化共生教育、日本語指導に関する研修講座の充実	満足度 90%以上	98.4%	97.5%

現状と課題

一人一人の日本語の習得の実態に応じた日本語指導に係る教職員研修を、令和2年度と同じく2回実施した。また、多文化共生の考え方に基づく教育や日本語指導が必要な外国人児童生徒等の実情に即した日本語指導の在り方に関する研修講座における参加者の満足度は97.5%であり、令和2年度をわずかに下回った。今後、一層加速するグローバル化の流れを鑑みると、全ての学校で外国人に対する偏見や差別意識を解消するとともに、違いを豊かさとして捉え、多様な文化を理解し尊重する価値・態度を育成する必要がある。

令和3年度の取組（※ 下表のNo.は実現目標のNo.と対応）

No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値
①	自主夜間中学を含む地域日本語教室の人材不足を解消し、受入拡充を図るため、専門知識を有する講師を派遣する。	派遣時間数 200時間以上	128時間
① ②	教職員及び社会教育関係者を対象に、多文化共生教育や日本語指導の在り方等をテーマとした、外国人児童生徒等の教育に関する研修を実施する。	研修参加者の満足度 90%以上	97.5%
① ②	地域日本語教室等において、個に応じた日本語指導ができる日本語指導者・ボランティア等を育成する研修を実施する。	研修参加者のべ150人以上	51人
②	各種研修や学校訪問等を通じて、人権教育学習資料「なかまとともに」の活用促進を図る。（再掲）	「なかまとともに」 活用率75%以上	69.3%

評価と今後の展開

地域日本語教室における人材不足を解消するとともに、日本語学習を希望する外国人の受け入れ人数の増員を図るため、既存の日本語教室及び自主夜間中学に専門知識を有する講師（日本語教師）をのべ128時間派遣した。今後、外国人の入国制限緩和により、奈良県においても外国人数が増加することを想定し、既存の日本語教室に対する講師（日本語教師）派遣時間数を増やし、日本語教室の生徒の日本語学習機会を確保する。

日本語指導者（ボランティア含む）の指導力の向上、ひいては地域日本語教室の質の向上を図るため、指導者育成研修を4回実施、参加者はのべ51人であった。今後は、受

講対象者を教職員にも拡大し、日本語学習支援者に望まれる資質・能力を身に付けることを目的とした内容のみならず、学習者の理解や多文化共生等の内容も加味した研修を構築していく。あわせて『なまるとともに』を活用し、多文化共生教育の更なる充実を図る。

III 関連資料

- ◇ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ----- 48
- ◇ 奈良県教育委員会点検・評価実施要領 ----- 49
- ◇ 教育評価支援委員会設置要綱 ----- 50

III 関連資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

抜粋

(事務の委任等)

- 第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること
 - (5) 次条の規定による点検及び評価に関すること。
 - (6) 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。
- 3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。
- 4 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（平成27年4月1日改正法施行）

奈良県教育委員会点検・評価実施要領

(目的)

第1 県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検・評価し、効果的な教育行政の推進及び改善・充実に資することを目的とする。

(点検・評価の対象)

第2 次に掲げる項目について、点検・評価を実施する年度の前年度の実績に基づき、点検・評価を行う。

(1) 県教育委員会の活動状況

(2) 県教育委員会が実施する施策及び事業

(3) 県教育委員会が定める時の課題項目

(推進体制)

第3 点検・評価の円滑な実施を図るため、教育長、教育次長、教育研究所長、事務局各課（室）長により内部評価委員会を設置する。

2 作業部会として事務局各課（室）及び教育研究所の課（室）長補佐級職員により内部評価ワーキンググループを組織し、点検・評価全般に係る事務を行う。

(点検・評価の主体)

第4 県教育委員会が点検・評価を実施する。

2 第2に掲げる項目に係る資料の作成は、以下のとおり行う。

(1) 県教育委員会の活動状況については、企画管理室で素案を作成する。

(2) 県教育委員会が実施する施策及び事業の評価については、施策・事業体系に従って、それぞれを担当する課（室）及び教育研究所が施策評価シートを作成し、内部評価ワーキンググループにおいて総括する。

(3) 時の課題項目については必要に応じテーマを設定し、学ぶ力はぐくみ課がテーマに関係する課（室）及び教育研究所と連携を図りながら点検・評価を行う。

(点検・評価の手法)

第5 点検・評価は、以下のとおり対象に応じた手法により行う。

(1) 県教育委員会の活動状況については、教育委員会の開催状況や審議事項等を総括し点検する。

(2) 県教育委員会が実施する施策及び事業については、全国比較・経年分析等が可能なデータを収集し、現状分析を行うとともに課題を整理し今後取り組む施策の方向性を明らかにする。

(3) 時の課題項目については、必要に応じ点検・評価の資料となる情報・データ等を収集し、客観的事実に基づいて施策の現況や効果を評価する。

(第三者からの意見聴取)

第6 点検・評価の客觀性・公平性を高めるため、学識経験者等により組織する「教育評価支援委員会」を設置し、点検・評価の方法や結果について意見を聴取する。

(点検・評価の報告)

第7 点検・評価報告書を作成し、県議会に提出する。

(点検・評価の公表)

第8 点検・評価報告書を県議会へ提出し報告受理の議決を得た後、県教育委員会のホームページに掲載するほか、リーフレット「奈良の学びを推進するために」にも概要を掲載し公表する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

教育評価支援委員会設置要綱

(設置)

第1 県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検・評価するにあたり、点検・評価の客観性・公平性を高めるため、点検・評価の方法や結果について意見を聴取することを目的として、教育評価支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 支援委員会は、次のことについて協議し、県教育委員会に意見の具申を行う。

- (1) 点検・評価方法の改善・充実に関すること
- (2) 点検・評価結果に関すること

(組織)

第3 支援委員会は、7名以内の委員で組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者及び保護者のうちから、県教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4 委員の任期は原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 支援委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は会務を総理し、支援委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6 支援委員会の会議は、県教育委員会が招集し、委員長が進行する。

2 委員長は、必要があると認めるとき、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 支援委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7 支援委員会の庶務は、教育委員会事務局学ぶ力はぐくみ課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。